

平成 2 9 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 1 5 日 招 集
流 山 市

- 3 8 平成29年度流山市一般会計補正予算（第1号）
- 3 9 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 0 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 4 1 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 4 2 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 4 3 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 4 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 4 5 市道路線の認定について
- 4 6 市道路線の廃止について

- 4 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 5 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 6 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 7 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別会計）
- 8 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 9 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 1 0 繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 1 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 1 2 専決処分の報告について
- 1 3 専決処分の報告について

議案第 39 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選
挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号）の施行
に伴い、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額
の加算について定めるためである。

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、投票管理者にあつては、965円（当該超える時間に30分以上1時間未満の時間があるときは、当該時間につき482円）、投票立会人にあつては826円（当該超える時間に30分以上1時間未満の時間があるときは、当該時間につき413円）を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。

議案第 40 号

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、同法との整合を図るためである。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の費用弁償に関する条例（昭和４７年流山市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２９条第４項」を「第３５条第４項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

平成29年6月15日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 2 台 |
| 2 | 取得目的 | 救急自動車の更新 |
| 3 | 取得金額 | 66,528,000 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 上出 賢治 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

高規格救急自動車概要

- 1 型 式 高規格救急自動車用シャーシー
- 2 規 格 全長 5, 640 ミリメートル×全幅 1, 900 ミリメートル×全高 2, 460 ミリメートル（無線アンテナを除く。）
- 3 総排気量 3, 498 c c （ガソリンエンジン）
- 4 駆 動 4 輪駆動方式
- 5 乗車人員 7 名
- 6 主な車両装備品及び付属品
 - （1）LED 赤色警光灯
 - （2）モーターサイレン
 - （3）メインストレッチャー
 - （4）固定式人工呼吸器
 - （5）酸素吸入装置
 - （6）自動心臓マッサージシステム
 - （7）自動吸引器一式
 - （8）血圧計
 - （9）血糖測定器
 - （10）車載型事故記録カメラ
 - （11）防刃夜行チョッキ
 - （12）ターポリン担架（布製担架）
 - （13）バックボード一式
 - （14）気道確保用資機材（気管挿管資機材等）
 - （15）ビデオ喉頭鏡
 - （16）自動体外式除細動器
 - （17）輸液用資機材
 - （18）血中酸素飽和度測定器
 - （19）心電図計
- 7 履行期間 議会の議決の日の翌日から 210 日

業 者 経 歴 表

会 社 名	千葉日産自動車株式会社	
代 表 者	代表取締役 上出 賢治	
自 己 資 本 の 額	1 2 0 , 0 0 0 千円	
所 在 地	本 社	千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号
	営 業 所 等	千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号（中央店） ほか53店
主な取扱商品及び 事業内容	(1) 日産車の新車販売 (2) 各種中古車の販売 (3) 自動車関連部用品の販売 (4) 車検・定期点検及び加工修理 (5) 損害保険の代理業務 (6) 自動車のリースに関する業務	
過去2か年の年間 平均販売実績高 (単位：千円)	平成27年3月	3 2 , 8 8 4 , 9 7 1 千円
	平成28年3月	3 1 , 8 9 1 , 0 2 3 千円
	平 均	3 2 , 3 8 7 , 9 9 7 千円
過去2か年の主な 販売実績	物 品 名	災害対応特殊救急自動車 高度救命処置用資機材
	発 注 者	千葉県習志野市
	契 約 金 額	2 6 , 8 9 2 , 0 0 0 円
	納入年月日	平成29年2月23日
	物 品 名	高規格救急自動車（高度救命処置用資機材含む。）
	発 注 者	千葉県我孫子市
	契 約 金 額	3 5 , 5 9 2 , 5 2 0 円
	納入年月日	平成29年1月27日
	物 品 名	高規格救急自動車
	発 注 者	千葉県君津市
	契 約 金 額	2 9 , 1 5 8 , 5 2 5 円
	納入年月日	平成29年1月18日
	物 品 名	高規格救急自動車購入（2台）
	発 注 者	千葉県松戸市
	契 約 金 額	5 6 , 5 9 2 , 0 0 0 円
	納入年月日	平成28年11月15日

議案第 42 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市向小金福祉会館の管理を指定管理者に行わせるためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第１項に次の１号を加える。

（１２）流山市向小金福祉会館

第５条の３第１項第２号中「及び流山市思井福祉会館」を「、流山市思井福祉会館及び流山市向小金福祉会館」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市向小金福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市向小金福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市向小金福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第５条の３第１項第３号の規定によりなされた許可とみなす。

議案第 43 号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改正するためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第８条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項に規定する通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、地区計画の変更を行った地区における建築物に関する制限について変更後の地区計画の内容に合わせるとともに、平方北部物流施設地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区計画の地区整備計画区域について、同法第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

平方北部物流施設地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された平方北部物流施設地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------------	--

別表第2新市街地工業・業務地区地区整備計画区域の項業務施設地区Aの目、同表運動公園中央地区地区整備計画区域の項業務施設地区Aの目、同表運動公園北地区地区整備計画区域の項業務施設地区Aの目及び同表運動公園東地区地区整備計画区域の項業務施設地区Bの目中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表に次のように加える。

平方北部物流施設地区地区整備計画区域	以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 輸送、保管、荷捌き、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所 (2) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの (3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの (4) 調整池の排水に必要な施設 (5) 公衆便所又は休憩所
--------------------	--

別表第4に次のように加える。

平方北部物流施設 地区地区整備計画 区域	30,000平方メートル。ただし、 次に掲げる建築物については、この 限りでない。 (1) 調整池の排水に必要な施設 (2) 公衆便所又は休憩所
----------------------------	--

別表第5に次のように加える。

平方北部物流施設 地区地区整備計画 区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（平方北部物流施設地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から25メートル以上、2号壁面線（平方北部物流施設地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から15メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 (1) 調整池の排水に必要な施設 (2) 公衆便所又は休憩所 (3) 安全保安員詰所等で高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
----------------------------	---

別表第6に次のように加える。

平方北部物流施設 地区地区整備計画 区域	31メートル
----------------------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

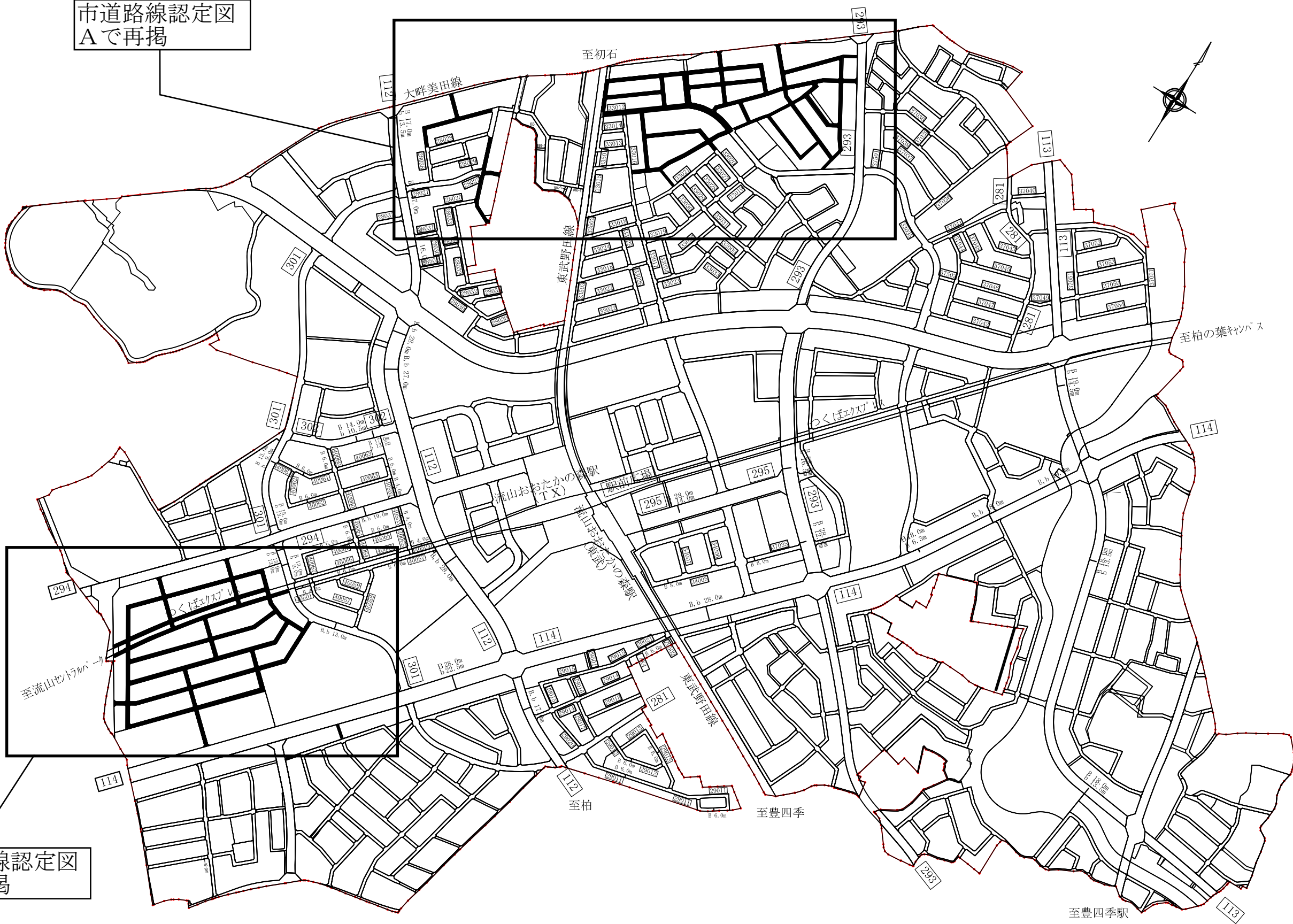
平成29年6月15日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	2 8 0 4 4	西初石 5 丁目区画 4 4 号線	西初石 5 丁目 6 8 番 1	
			同 所 6 9 番 4	
2	2 8 0 4 5	西初石 5 丁目区画 4 5 号線	西初石 5 丁目 8 4 番 1	
			同 所 9 0 番 2 9	
3	2 8 0 4 6	西初石 5 丁目区画 4 6 号線	西初石 5 丁目 8 5 番	
			同 所 9 7 番 2	
4	2 8 0 4 7	西初石 5 丁目区画 4 7 号線	西初石 5 丁目 9 6 番 1	
			同 所 同 番 1	
5	2 8 0 4 8	西初石 5 丁目区画 4 8 号線	西初石 5 丁目 6 番 1 9	
			同 所 同 番 1 4	
6	3 0 0 6 0	東初石 1 ・ 2 丁目区画 6 0 号線	東初石 2 丁目 8 1 番 9	
			東初石 1 丁目 7 3 番 2	
7	3 0 0 6 1	東初石 1 ・ 2 丁目区画 6 1 号線	東初石 2 丁目 7 5 番 3 1	
			同 所 同 番 5 1	
8	3 3 0 4 9	東初石 5 丁目区画 4 9 号線	東初石 5 丁目 1 6 1 番 1	
			同 所 1 6 0 番 1	
9	3 3 0 5 0	東初石 5 丁目区画 5 0 号線	東初石 5 丁目 1 6 1 番 1	
			同 所 1 6 4 番 2	
1 0	3 3 0 5 1	東初石 5 丁目区画 5 1 号線	東初石 5 丁目 1 6 3 番 7	
			同 所 同 番 4	
1 1	3 3 0 5 2	東初石 5 丁目区画 5 2 号線	東初石 5 丁目 1 6 3 番 3	
			同 所 同 番 4	
1 2	3 3 0 5 3	東初石 5 丁目区画 5 3 号線	東初石 5 丁目 1 6 3 番 1	
			同 所 1 6 0 番 4	
1 3	3 3 0 5 4	東初石 5 丁目区画 5 4 号線	東初石 5 丁目 1 6 0 番 3	
			同 所 同 番 2	
1 4	3 3 0 5 5	東初石 5 丁目区画 5 5 号線	東初石 5 丁目 1 6 6 番 3	
			同 所 1 6 0 番 6	
1 5	3 3 0 5 6	東初石 5 丁目区画 5 6 号線	東初石 5 丁目 1 6 0 番 1	
			同 所 1 6 2 番 2 0	
1 6	3 3 0 5 7	東初石 5 丁目区画 5 7 号線	東初石 5 丁目 1 6 1 番 1	
			同 所 1 3 2 番 2	
1 7	3 3 0 5 8	東初石 5 丁目区画 5 8 号線	東初石 5 丁目 1 6 0 番 1	
			同 所 1 3 1 番 1	
1 8	3 3 0 5 9	東初石 5 丁目区画 5 9 号線	東初石 5 丁目 1 6 0 番 6	
			同 所 1 3 4 番 2	
1 9	3 3 0 6 0	東初石 5 丁目区画 6 0 号線	東初石 5 丁目 1 6 0 番 1	
			同 所 1 3 3 番 1 1	
2 0	3 3 0 6 1	東初石 5 丁目区画 6 1 号線	東初石 5 丁目 1 3 1 番 1 0	
			同 所 1 3 2 番 4	

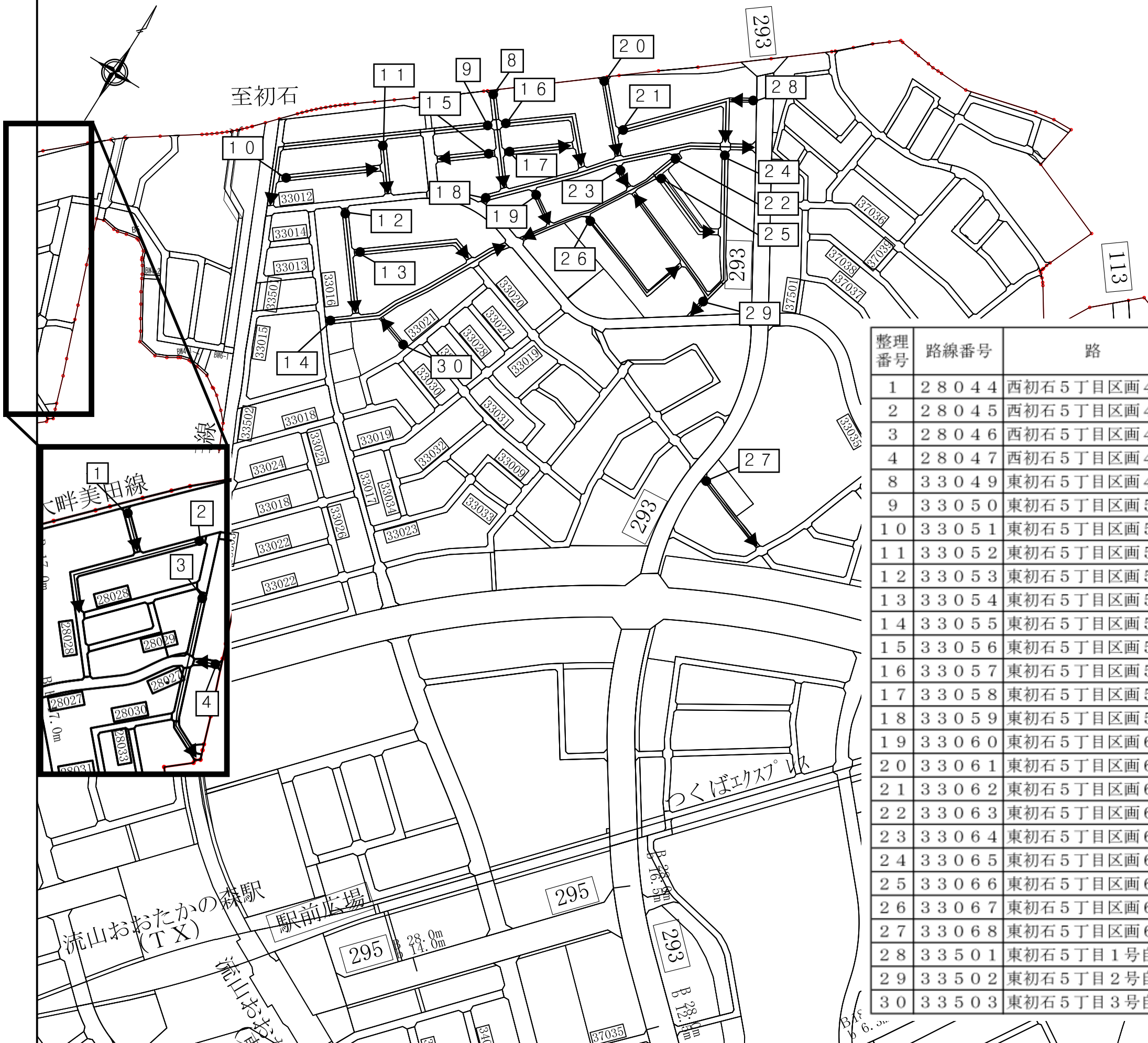
整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
2 1	3 3 0 6 2	東初石 5 丁目区画 6 2 号線	東初石 5 丁目 1 3 2 番 4	
			同 所 1 3 4 番 6 3	
2 2	3 3 0 6 3	東初石 5 丁目区画 6 3 号線	東初石 5 丁目 1 3 3 番 1	
			同 所 1 3 5 番 1 4	
2 3	3 3 0 6 4	東初石 5 丁目区画 6 4 号線	東初石 5 丁目 1 3 3 番 1	
			同 所 同 番 1	
2 4	3 3 0 6 5	東初石 5 丁目区画 6 5 号線	東初石 5 丁目 1 3 4 番 6 3	
			同 所 同 番 1 8	
2 5	3 3 0 6 6	東初石 5 丁目区画 6 6 号線	東初石 5 丁目 1 3 4 番 1	
			同 所 同 番 1	
2 6	3 3 0 6 7	東初石 5 丁目区画 6 7 号線	東初石 5 丁目 1 3 4 番 3 4	
			同 所 同 番 2 7	
2 7	3 3 0 6 8	東初石 5 丁目区画 6 8 号線	東初石 5 丁目 1 4 6 番 2 3	
			同 所 1 4 5 番 1 5	
2 8	3 3 5 0 1	東初石 5 丁目 1 号自転車歩行者専用道路	東初石 5 丁目 1 3 0 番 1	
			同 所 同 番 1	
2 9	3 3 5 0 2	東初石 5 丁目 2 号自転車歩行者専用道路	東初石 5 丁目 1 3 4 番 3 3	
			同 所 1 3 8 番	
3 0	3 3 5 0 3	東初石 5 丁目 3 号自転車歩行者専用道路	東初石 5 丁目 1 5 6 番 2	
			同 所 同 番 2 9	
3 1	3 8 0 9 4	駒木区画 9 4 号線	駒木字中溜上 3 3 2 番	
			同 所 同 番	
3 2	4 0 0 9 4	市野谷区画 9 4 号線	市野谷字入台 6 5 5 番 6	
			市野谷字二反田 6 9 2 番 3	
3 3	4 0 0 9 5	市野谷区画 9 5 号線	市野谷字三嶋 6 1 0 番 1	
			市野谷字入台 6 5 3 番 7	
3 4	4 0 0 9 6	市野谷区画 9 6 号線	市野谷字三嶋 6 1 0 番 1	
			市野谷字入台 6 5 3 番 1	
3 5	4 0 0 9 7	市野谷区画 9 7 号線	市野谷字三嶋 5 7 3 番	
			市野谷字入台 6 5 5 番 1	
3 6	4 0 0 9 8	市野谷区画 9 8 号線	市野谷字牛飼 6 9 5 番 1	
			同 所 同 番 6	
3 7	4 0 0 9 9	市野谷区画 9 9 号線	市野谷字牛飼 6 9 5 番 6	
			同 所 7 0 1 番	
3 8	4 0 1 0 0	市野谷区画 1 0 0 号線	市野谷字三嶋 5 6 5 番 1	
			同 所 6 0 3 番 1	
3 9	4 0 1 0 1	市野谷区画 1 0 1 号線	市野谷字三嶋 5 7 2 番	
			市野谷字牛飼 7 2 3 番 1	
4 0	4 0 1 0 2	市野谷区画 1 0 2 号線	市野谷字三嶋 6 0 5 番	
			市野谷字向山 5 0 0 番 2	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
4 1	4 0 1 0 3	市野谷区画 1 0 3 号線	市野谷字牛飼 7 2 0 番	
			市野谷字二反田 6 9 2 番 3	
4 2	4 0 1 0 4	市野谷区画 1 0 4 号線	市野谷字二反田 6 9 2 番 2	
			市野谷字牛飼 7 2 2 番 1	
4 3	4 0 1 0 5	市野谷区画 1 0 5 号線	市野谷字後山 6 2 1 番 1	
			市野谷字三嶋 6 1 8 番 1	
4 4	4 0 1 0 6	市野谷区画 1 0 6 号線	市野谷字宮尻 6 5 0 番	
			市野谷字入台 6 5 3 番 2	
4 5	4 0 1 0 7	市野谷区画 1 0 7 号線	市野谷字後山 6 2 3 番 2 5	
			市野谷字三嶋 5 7 6 番 1	
4 6	4 0 1 0 8	市野谷区画 1 0 8 号線	市野谷字三嶋 6 1 2 番	
			同 所 6 1 8 番 1	
4 7	4 0 1 0 9	市野谷区画 1 0 9 号線	市野谷字後山 6 2 3 番 6	
			市野谷字宮尻 6 5 0 番	
4 8	4 0 1 1 0	市野谷区画 1 1 0 号線	市野谷字三嶋 6 1 8 番 1	
			市野谷字入台 6 5 3 番 1 1	
4 9	4 0 1 1 1	市野谷区画 1 1 1 号線	市野谷字入台 6 5 3 番 1 1	
			同 所 6 5 5 番 6	
5 0	4 0 1 1 2	市野谷区画 1 1 2 号線	市野谷字入台 6 5 3 番 2	
			同 所 同 番 5	
5 1	4 0 5 0 9	市野谷 9 号自転車歩行者専用道路	市野谷字入台 6 5 4 番 1	
			同 所 6 5 3 番 8	
5 2	4 0 5 1 0	市野谷 1 0 号自転車歩行者専用道路	市野谷字三嶋 6 1 1 番 1	
			同 所 同 番 1	
5 3	4 0 5 1 1	市野谷 1 1 号自転車歩行者専用道路	市野谷字三嶋 6 1 1 番 1	
			同 所 6 1 2 番	
5 4	6 6 0 7 6	西平井区画 7 6 号線	西平井字大境 1 0 2 6 番 1 1	
			同 所 1 0 2 5 番 1 8	
5 5	8 1 0 9 5	鰯ヶ崎区画 9 5 号線	鰯ヶ崎字宮後 1 3 0 8 番 5	
			同 所 1 3 1 2 番 1	



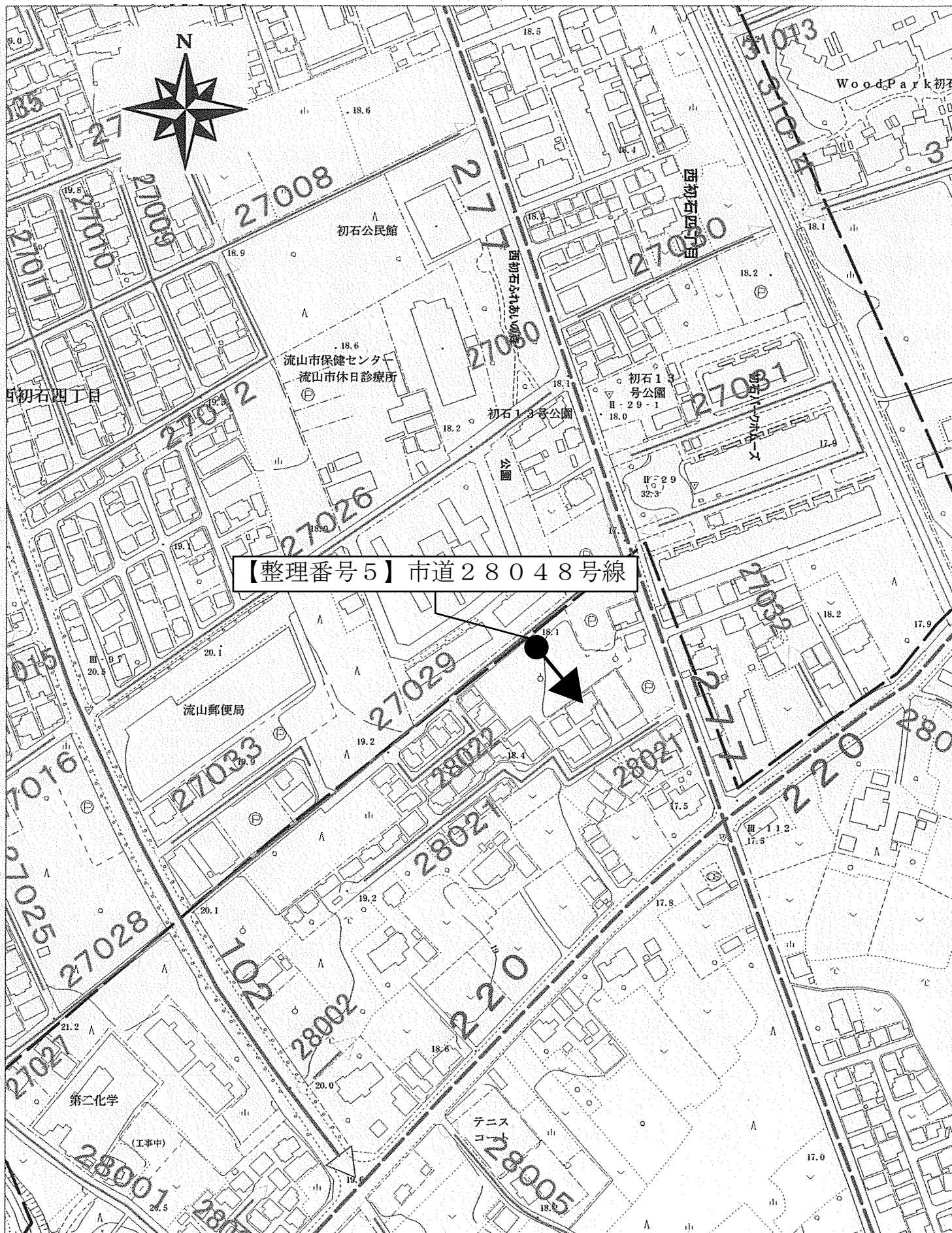
市道路線認定図
Aで再掲

市道路線認定図
Bで再掲



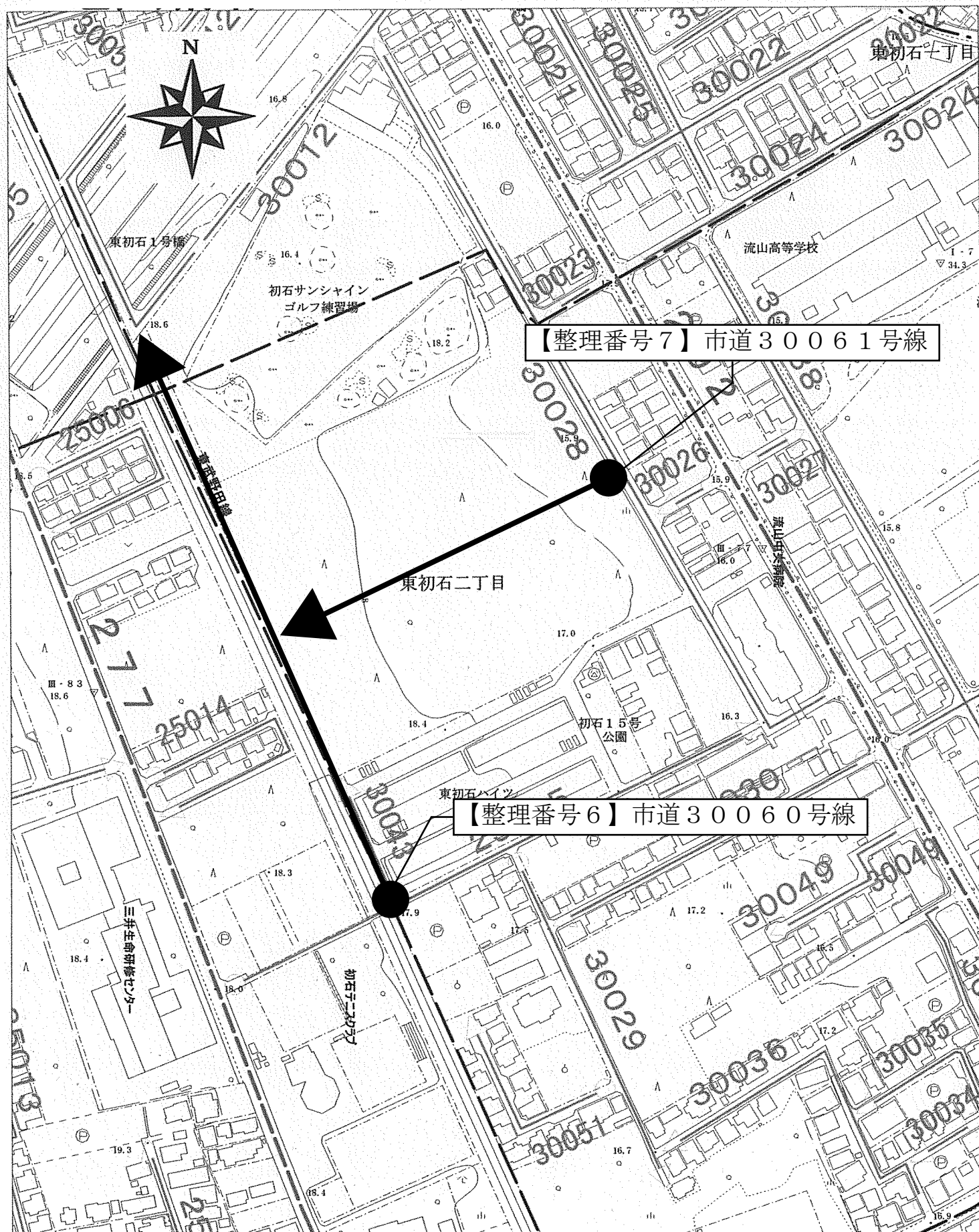
整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	28044	西初石5丁目区画44号線	47.87	—	47.87	6.00
2	28045	西初石5丁目区画45号線	177.10	—	177.10	6.00
3	28046	西初石5丁目区画46号線	174.15	—	174.15	5.00~6.00
4	28047	西初石5丁目区画47号線	29.87	—	29.87	6.00
8	33049	東初石5丁目区画49号線	101.49	—	101.49	6.00
9	33050	東初石5丁目区画50号線	280.10	—	280.10	6.00~6.18
10	33051	東初石5丁目区画51号線	106.99	—	106.99	6.00
11	33052	東初石5丁目区画52号線	57.00	—	57.00	6.00
12	33053	東初石5丁目区画53号線	110.82	—	110.82	6.00
13	33054	東初石5丁目区画54号線	128.57	—	128.57	6.00
14	33055	東初石5丁目区画55号線	204.66	—	204.66	6.00
15	33056	東初石5丁目区画56号線	62.33	—	62.33	6.00
16	33057	東初石5丁目区画57号線	128.35	—	128.35	6.00
17	33058	東初石5丁目区画58号線	73.26	—	73.26	6.00
18	33059	東初石5丁目区画59号線	286.85	—	286.85	6.00
19	33060	東初石5丁目区画60号線	40.39	—	40.39	4.00
20	33061	東初石5丁目区画61号線	82.75	—	82.75	6.00
21	33062	東初石5丁目区画62号線	157.11	—	157.11	6.00
22	33063	東初石5丁目区画63号線	188.17	—	188.17	4.00~6.00
23	33064	東初石5丁目区画64号線	27.89	—	27.89	4.00
24	33065	東初石5丁目区画65号線	285.76	—	285.76	4.00~6.00
25	33066	東初石5丁目区画66号線	86.73	—	86.73	6.00
26	33067	東初石5丁目区画67号線	148.08	—	148.08	4.00
27	33068	東初石5丁目区画68号線	91.57	—	91.57	4.00
28	33501	東初石5丁目1号自転車歩行者専用道路	27.42	—	27.42	4.00
29	33502	東初石5丁目2号自転車歩行者専用道路	25.21	—	25.21	4.00
30	33503	東初石5丁目3号自転車歩行者専用道路	39.51	—	39.51	4.00

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5	28048	西初石5丁目区画48号線	17.97	—	17.97	5.01～9.01

市道路線認定図



【整理番号7】市道30061号線

【整理番号6】市道30060号線

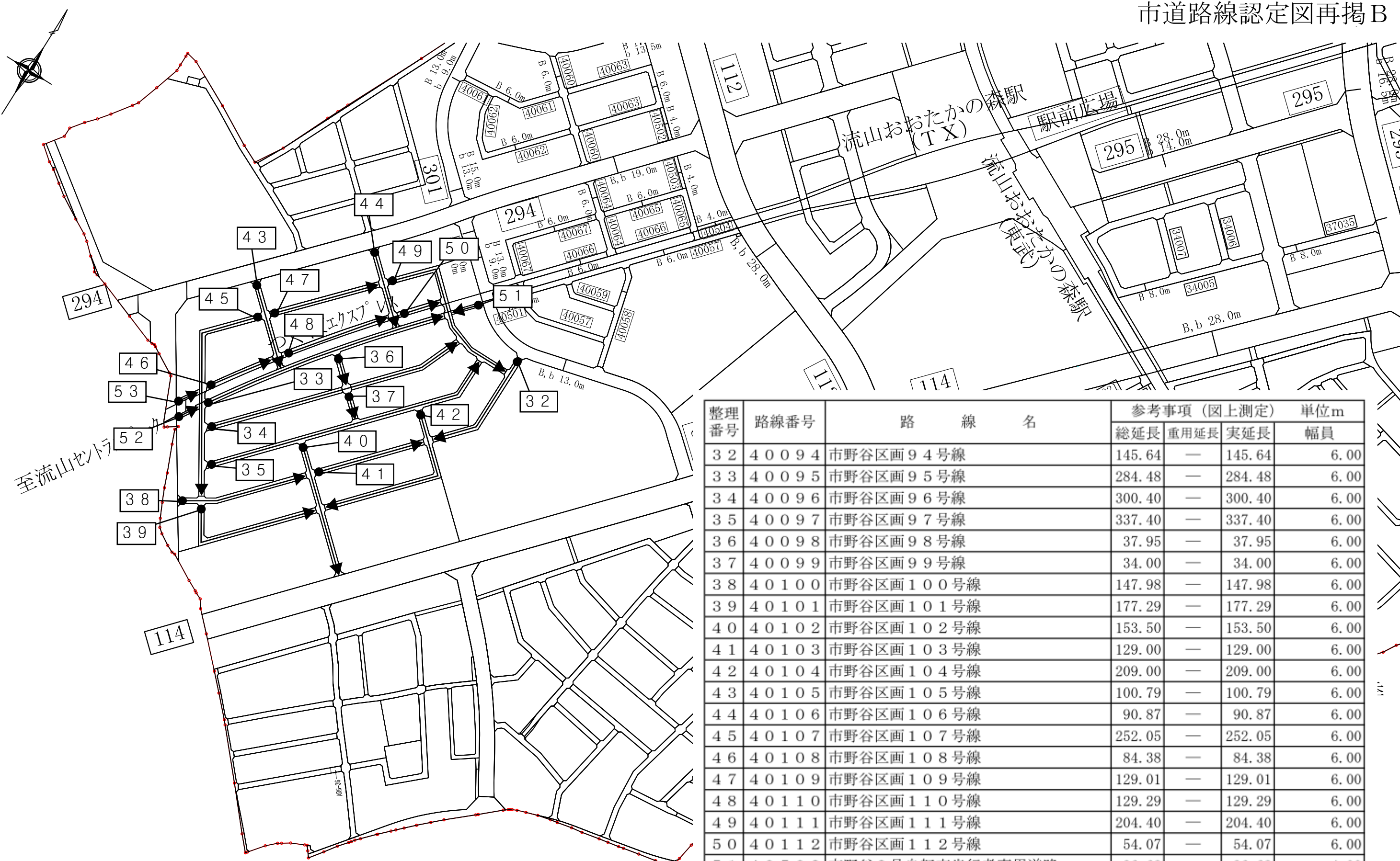
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
6	30060	東初石1・2丁目区画60号線	237.98	—	237.98	6.00
7	30061	東初石1・2丁目区画61号線	176.64	—	176.64	6.01~10.01

市道路線認定図



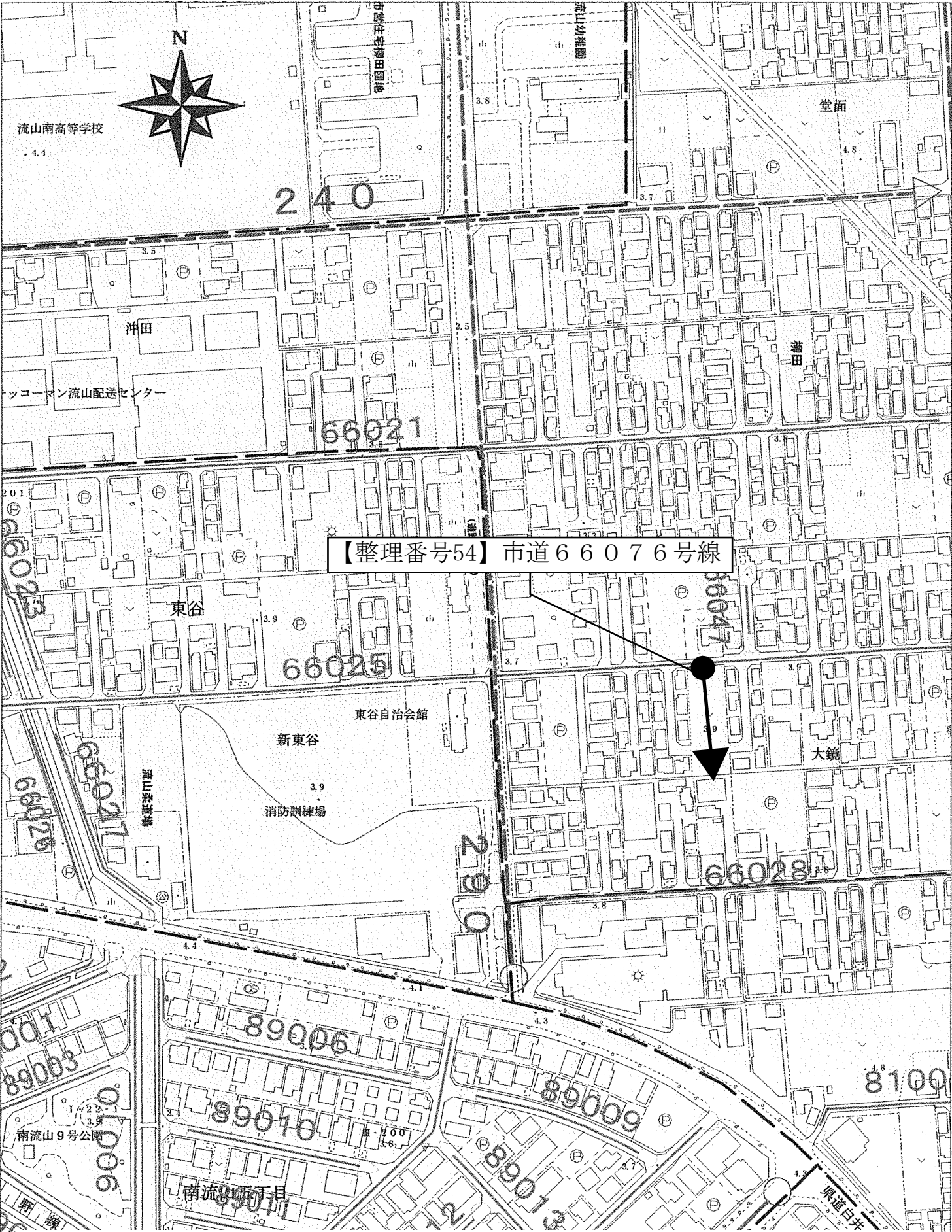
整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
31	38094	駒木区画94号線	24.53	—	24.53	5.00～15.00

市道路線認定図再掲B



整理 番号	路線番号	路 線 名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	
3 2	4 0 0 9 4	市野谷区画 9 4 号線	145.64	—	145.64	6.00
3 3	4 0 0 9 5	市野谷区画 9 5 号線	284.48	—	284.48	6.00
3 4	4 0 0 9 6	市野谷区画 9 6 号線	300.40	—	300.40	6.00
3 5	4 0 0 9 7	市野谷区画 9 7 号線	337.40	—	337.40	6.00
3 6	4 0 0 9 8	市野谷区画 9 8 号線	37.95	—	37.95	6.00
3 7	4 0 0 9 9	市野谷区画 9 9 号線	34.00	—	34.00	6.00
3 8	4 0 1 0 0	市野谷区画 1 0 0 号線	147.98	—	147.98	6.00
3 9	4 0 1 0 1	市野谷区画 1 0 1 号線	177.29	—	177.29	6.00
4 0	4 0 1 0 2	市野谷区画 1 0 2 号線	153.50	—	153.50	6.00
4 1	4 0 1 0 3	市野谷区画 1 0 3 号線	129.00	—	129.00	6.00
4 2	4 0 1 0 4	市野谷区画 1 0 4 号線	209.00	—	209.00	6.00
4 3	4 0 1 0 5	市野谷区画 1 0 5 号線	100.79	—	100.79	6.00
4 4	4 0 1 0 6	市野谷区画 1 0 6 号線	90.87	—	90.87	6.00
4 5	4 0 1 0 7	市野谷区画 1 0 7 号線	252.05	—	252.05	6.00
4 6	4 0 1 0 8	市野谷区画 1 0 8 号線	84.38	—	84.38	6.00
4 7	4 0 1 0 9	市野谷区画 1 0 9 号線	129.01	—	129.01	6.00
4 8	4 0 1 1 0	市野谷区画 1 1 0 号線	129.29	—	129.29	6.00
4 9	4 0 1 1 1	市野谷区画 1 1 1 号線	204.40	—	204.40	6.00
5 0	4 0 1 1 2	市野谷区画 1 1 2 号線	54.07	—	54.07	6.00
5 1	4 0 5 0 9	市野谷 9 号自転車歩行者専用道路	36.62	—	36.62	4.00
5 2	4 0 5 1 0	市野谷 1 0 号自転車歩行者専用道路	28.14	—	28.14	4.00～5.10
5 3	4 0 5 1 1	市野谷 1 1 号自転車歩行者専用道路	28.43	—	28.43	4.00～5.10

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
54	66076	西平井区画76号線	38.69	—	38.69	5.17～9.17

院

院

議案第 46 号

市道路線の廃止について

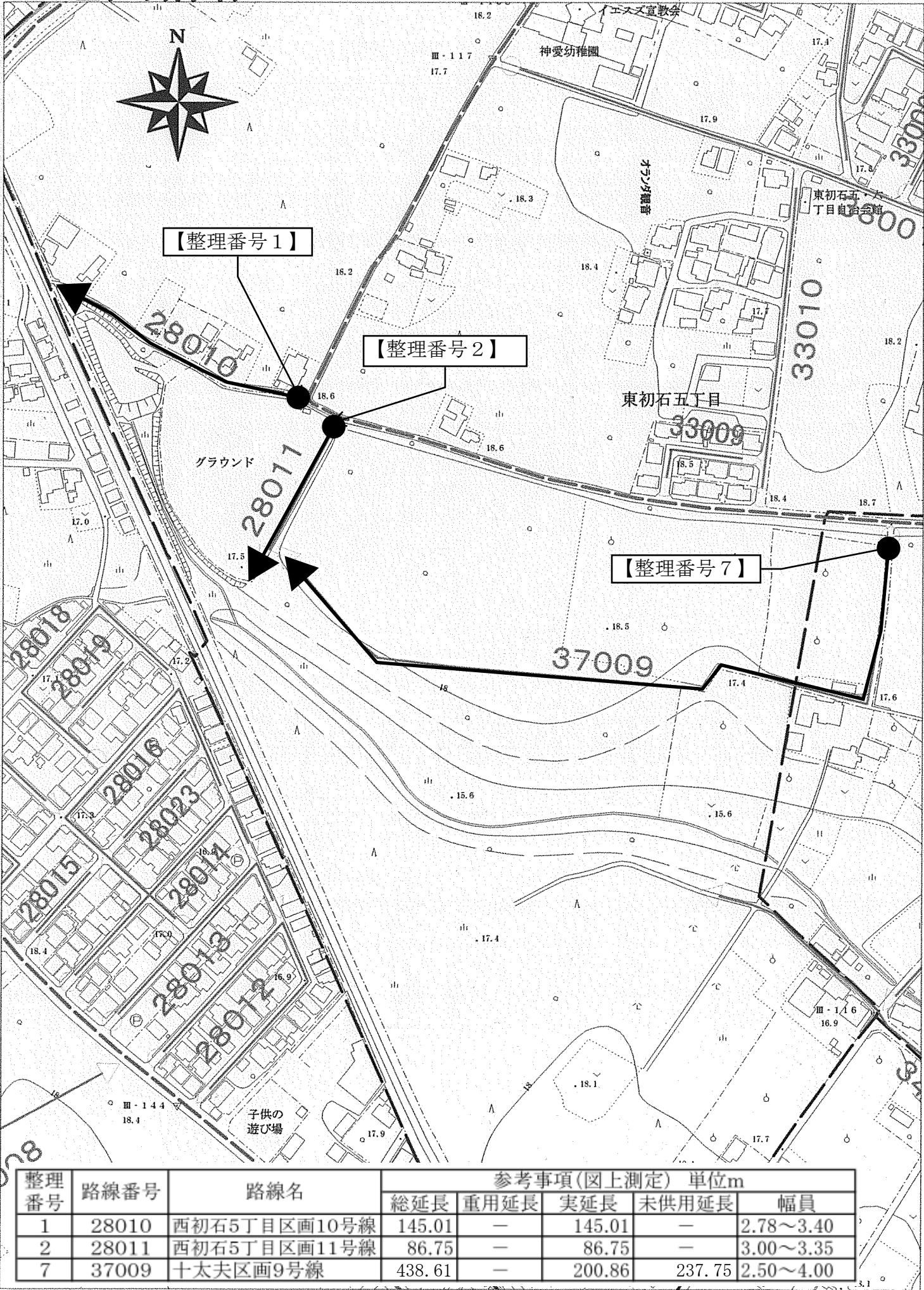
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙路線を廃止するものとする。

平成29年6月15日提出

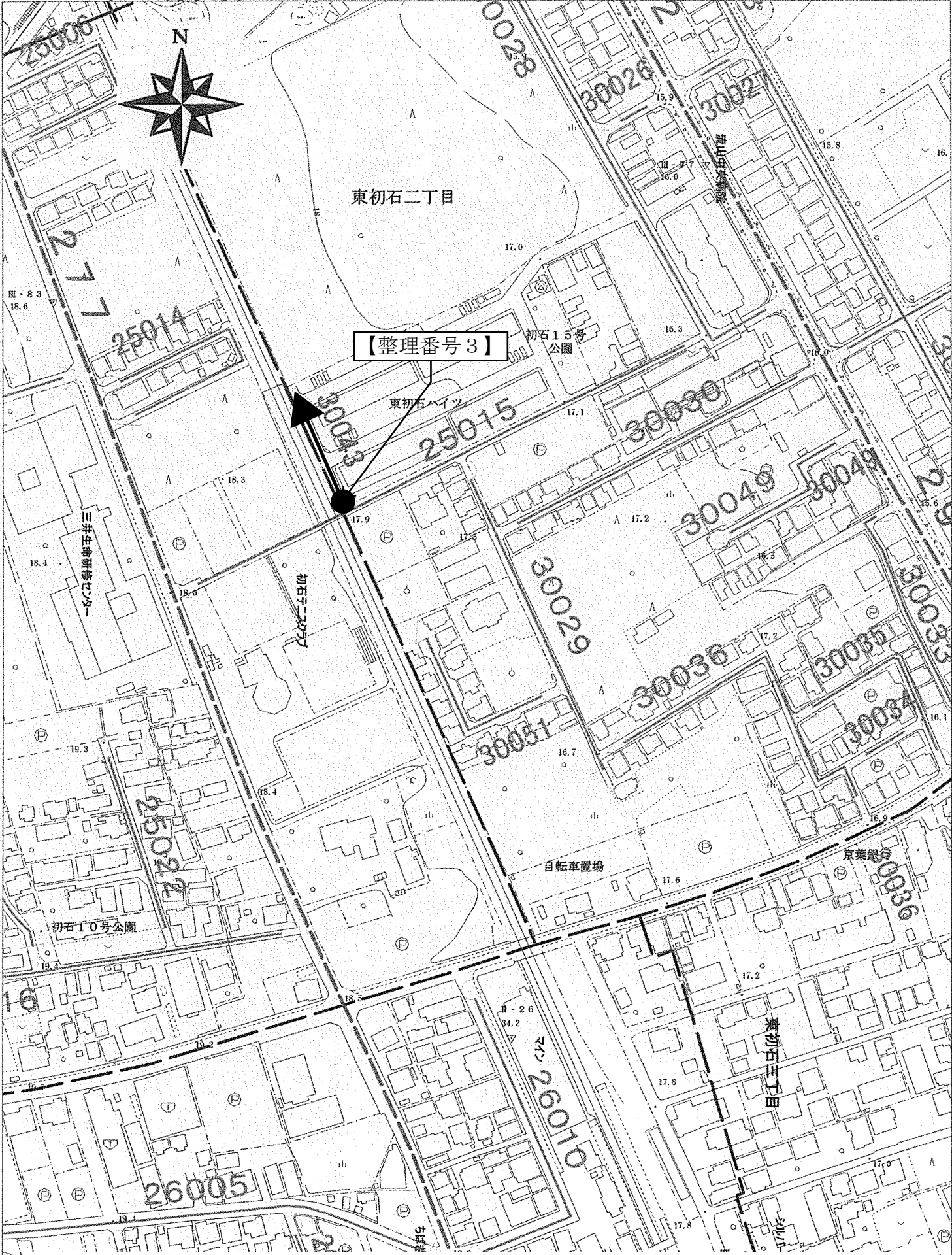
流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	2 8 0 1 0	西初石 5 丁目区画 1 0 号線	西初石 5 丁目 1 6 6 番 1	
			同 所 1 6 5 番 1 3	
2	2 8 0 1 1	西初石 5 丁目区画 1 1 号線	西初石 5 丁目 1 6 6 番 1	
			同 所 同 番 1	
3	3 0 0 4 3	東初石 1 ・ 2 丁目区画 4 3 号線	東初石 2 丁目 8 1 番 9	
			同 所 同 番 9	
4	3 3 0 0 1	東初石 5 丁目区画 1 号線	東初石 5 丁目 1 5 9 番	
			同 所 1 4 6 番 1	
5	3 3 0 0 2	東初石 5 丁目区画 2 号線	東初石 5 丁目 1 3 5 番 1 4	
			同 所 1 3 4 番 5 1	
6	3 3 0 0 5	東初石 5 丁目区画 5 号線	東初石 5 丁目 1 4 1 番 1 4	
			同 所 1 3 4 番 5 1	
7	3 7 0 0 9	十太夫区画 9 号線	十太夫 1 3 8 番	
			東初石 5 丁目 3 番	
8	4 0 0 0 9	市野谷区画 9 号線	市野谷字宮尻 6 5 0 番	
			同 所 6 4 4 番	
9	4 0 0 1 0	市野谷区画 1 0 号線	市野谷字牛飼 6 9 5 番 2	
			同 所 6 9 4 番	
1 0	4 0 0 2 7	市野谷区画 2 7 号線	市野谷字三嶋 6 0 7 番	
			同 所 6 0 4 番	
1 1	4 0 0 2 8	市野谷区画 2 8 号線	市野谷字三嶋 6 0 8 番	
			同 所 同 番	
1 2	4 0 0 2 9	市野谷区画 2 9 号線	市野谷字三嶋 5 6 8 番 1	
			同 所 6 0 3 番 1	

市道路線廃止図

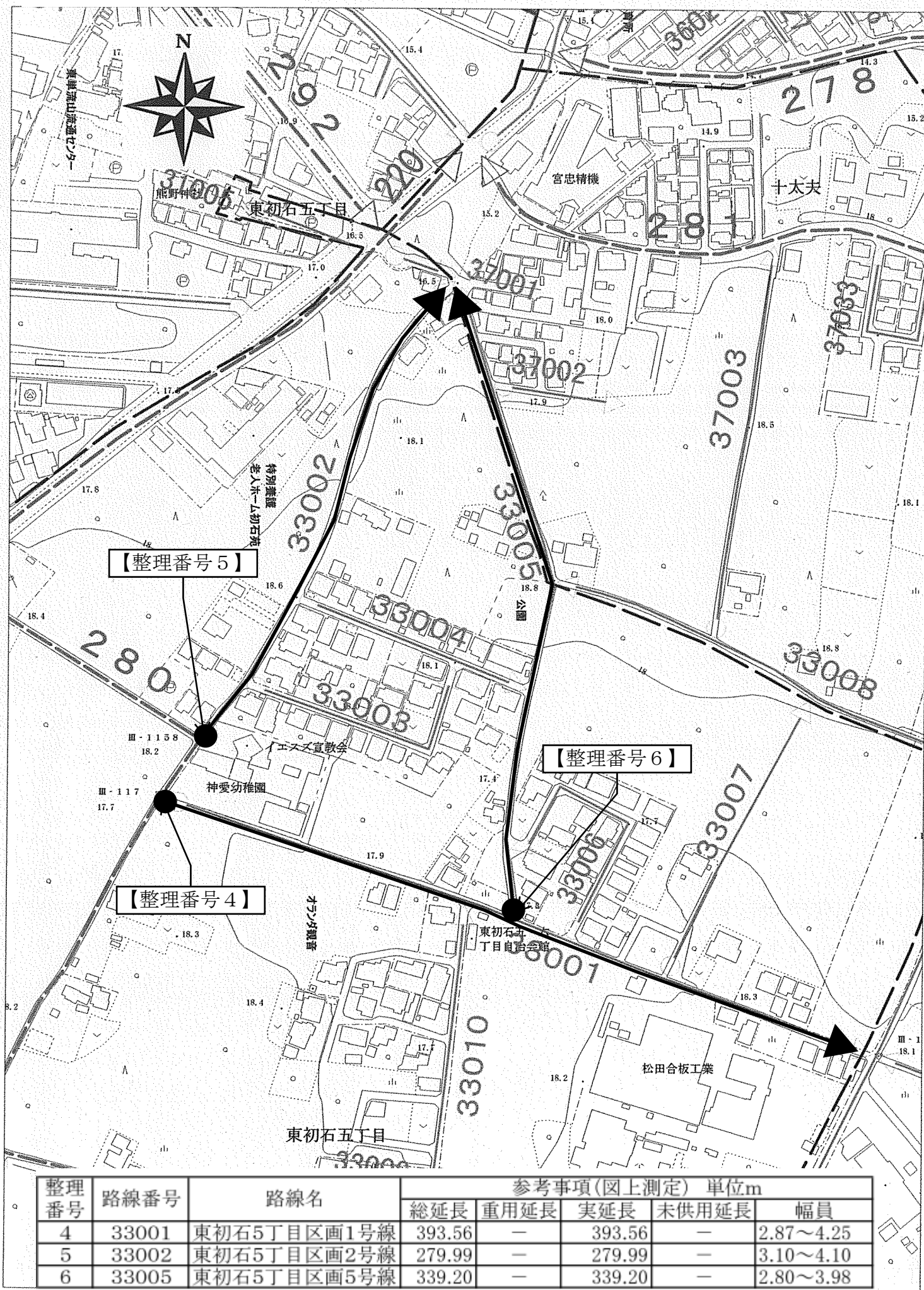


市道路線廃止図



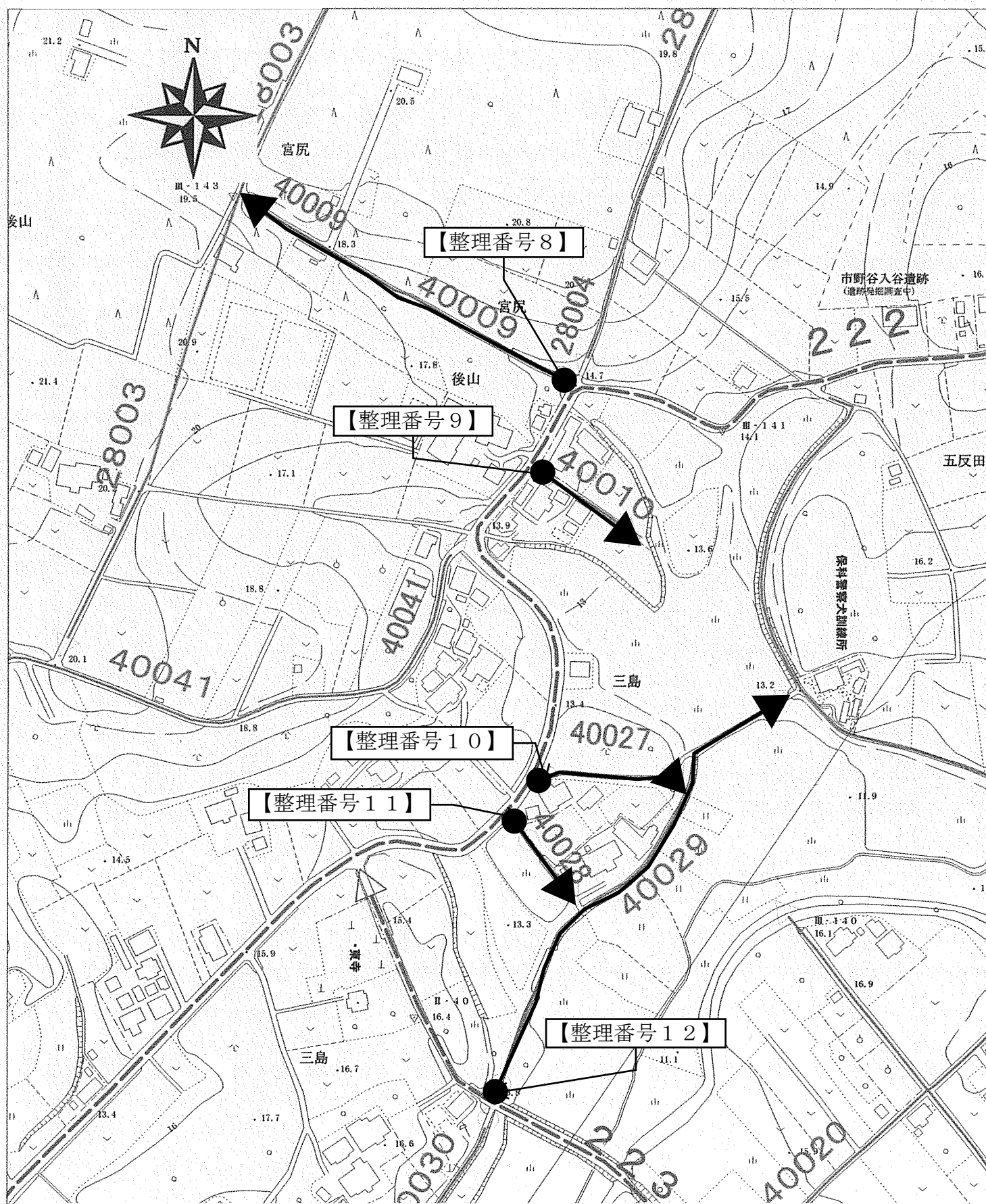
整理 番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
3	30043	東初石1・2丁目区画43号線	67.06	—	67.06	—	4.06

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
4	33001	東初石5丁目区画1号線	393.56	—	393.56	—	2.87~4.25
5	33002	東初石5丁目区画2号線	279.99	—	279.99	—	3.10~4.10
6	33005	東初石5丁目区画5号線	339.20	—	339.20	—	2.80~3.98

市道路線廃止図



整理 番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
8	40009	市野谷区画9号線	187.49	—	187.49	—	2.80~3.30
9	40010	市野谷区画10号線	63.84	—	63.84	—	2.00~3.00
10	40027	市野谷区画27号線	83.02	—	83.02	—	1.80
11	40028	市野谷区画28号線	57.21	—	57.21	—	2.20~2.40
12	40029	市野谷区画29号線	259.99	—	259.99	—	1.60~2.00

報告第 4 号

継続費繰越計算書について

平成 28 年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 15 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 8 年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成 2 8 年度 継続 費 予 算 現 額			支出済額及び支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計 上 額	前 年 度 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	2 徴税費	固定資産（土地）評価事業	円 20,412,000	円 7,323,000	円 600	円 7,323,600	円 7,322,400	円 1,200	円 1,200	円 1,200	円	円	円
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等建設事業（南流山小学校工事・工事監理）	1,207,835,000	362,351,000		362,351,000	182,980,000	179,371,000	179,371,000	33,127,000	国庫支出金 30,044,000	市債 116,200,000	
	6 保健体育費	スポーツフィールド整備事業	507,000,000	202,800,000		202,800,000	53,478,000	149,322,000	149,322,000	47,222,000		市債 102,100,000	
合 計			1,735,247,000	572,474,000	600	572,474,600	243,780,400	328,694,200	328,694,200	80,350,200	30,044,000	218,300,000	

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

平成28年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 8 年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 額	左 の 財 源 内 訳			
					既 特 定 財 入 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国 県 支 出 金	そ の 他	
2 総務費	3 戸籍住 民基本 台帳費	住民基本台帳ネットワーク事業	円 12,849,000	円 12,849,000	円	円 国庫支出金 12,849,000	円	円
3 民生費	1 社会福 祉費	臨時福祉給付金給付事業	326,578,000	324,294,000		国庫支出金 324,294,000		
8 土木費	2 道路橋 りょう 費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	82,118,000	76,786,087		国庫支出金 36,170,750	市債 26,600,000	14,015,337
		東小学校前通学路道路拡幅整備事業	61,165,000	61,164,694		国庫支出金 33,312,950	市債 24,000,000	3,851,744
	3 河川費	坂川用水路跡地活用事業	9,700,000	9,600,000				9,600,000
		上富士川上流排水整備事業	3,564,000	1,639,440				1,639,440
		雨水排水施設整備事業	73,382,000	73,382,000			市債 49,700,000	23,682,000
	4 都市計 画費	景観形成推進事業	2,000,000	2,000,000				2,000,000
		駅前広場・連絡通路整備事業	100,828,000	99,218,000		国庫支出金 49,157,000	市債 43,100,000	6,961,000
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	34,988,000	13,363,253			市債 10,000,000	3,363,253
		木地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	62,502,000	17,717,944			市債 13,200,000	4,517,944

		都市計画道路 3・5・16 号三輪野山西 平井線道路改良事業	22,000,000	17,777,813		国庫支出金 9,262,000	市債 6,800,000	1,715,813
10 教育費	2 小学校 費	学校屋外運動場整備事業	65,988,000	65,987,880		国庫支出金 15,060,000	市債 47,600,000	3,327,880
	3 中学校 費	中学校校舎等改修事業	67,932,000	67,932,000		国庫支出金 22,643,000	市債 45,100,000	189,000
		中学校校舎等外壁改修事業	61,560,000	61,560,000		国庫支出金 18,000,000	市債 36,000,000	7,560,000
合 計			987,154,000	905,272,111		520,748,700	302,100,000	82,423,411

報告第 6 号

事故繰越し繰越計算書について

平成28年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成28年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				明 説	
				支 出 済 額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
									国 支 出	県 金	そ の 他		
8 土木費	3 河川費	調整池維持管理事業	円 2,970,000	円 	円 2,970,000	円 	円 2,970,000	円 	円 	円 	円 2,970,000	既存排水管と新規ポンプを接合させる「合わせ装置」の設計検討及び製造素材の調達に時間を要したほか、同装置の稼働試験及び微調整に時間を要したことから、年度内完了が見込めないため、事故繰越しするもの	
10 教育費	6 保健体育費	スポーツフィールド整備事業	12,949,200	9,601,200	3,348,000		3,348,000			市債 2,500,000	848,000	用地登記業務委託において、隣接する道路の形状を決める県警協議に時間を要し、道路用地の確定が遅れたことから、年度内完了が見込めないため、事故繰越しするもの	
合 計			15,919,200	9,601,200	6,318,000		6,318,000		県支出金	2,500,000	3,818,000		

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について

平成28年度流山市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定
により、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成28年度流山市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左 の 財 源 内 訳			
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国 県 支 出 金	そ の 他	
1 総務費	1 総務管理費	先進的事業支援事業	円 3,730,000	円 1,126,000	円	円 国庫支出金 1,126,000	円	円
		介護保険事業所指定・指導事業	43,300,000	43,300,000		県支出金 43,300,000		
	合 計		47,030,000	44,426,000		44,426,000		

報告第 8 号

繰越明許費繰越計算書について

平成 28 年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 15 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他の	
2 土地区画整理事業費	1 西平井・鰭ヶ崎地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (保留地販売促進業務手数料)	800,000	800,000	800,000			
		土地区画整理事業 (実施設計業務委託等)	62,642,000	62,641,600	55,667,600	6,974,000		
		土地区画整理事業 (盛土造成工事等)	238,734,000	238,653,677	44,228,677	194,425,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	37,182,000	37,181,156	37,181,156			
		土地区画整理事業 (家屋移転補償等)	36,519,000	36,518,400	36,518,400			
	2 鰭ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (保留地販売促進業務手数料)	700,000	700,000	700,000			
		土地区画整理事業 (実施設計業務委託等)	36,281,000	36,280,800	36,280,800			
		土地区画整理事業 (盛土造成工事等)	314,805,000	306,180,323	182,992,323	123,188,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	117,333,000	117,082,536	117,082,536			
		土地区画整理事業 (家屋移転補償等)	47,049,000	37,911,300	37,911,300			
合 計			892,045,000	873,949,792	549,362,792	324,587,000	市債	

市債

報告第 9 号

事故繰越し繰越計算書について

平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成２８年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説明
				支 出 済 額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
									国 支 出	県 金		
2 土地区 画整理事業費	2 鱈ヶ崎・思 井地区土地 区画整理事業費	土地区画整理事業 (盛土造成工事 等)	円 274,318,000	円 77,020,000	円 197,298,000	円	円 197,298,000	円 一般会計繰入金 124,887,000	円 国庫支出金 72,411,000	円	円	土質調査により軟弱層が判明したため、軟弱地盤対策検討に不測の期間を要したほか、関係地権者との借地補償等の協議及び関係機関との協議に不測の時間を要したことから、事故繰越しするもの
		土地区画整理事業 (家屋移転補償 等)	8,989,500		8,989,500		8,989,500	8,989,500				盛土造成工事等が遅れたことにより、工作物の除去等が完了しなかったため、事故繰越しするもの
合 計			283,307,500	77,020,000	206,287,500		206,287,500	133,876,500	国庫支出金 72,411,000	市債		

報告第 10 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成28年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井崎 義治

平成28年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	西初石5丁目配水管改良工事 実施設計委託	円 12,852,000	円	円 12,852,000	円 12,852,000	円	円	円	円	現地精査の結果、主要配水管占用位置の変更に伴い、新たにサービス管の設計が必要となったこと、及び東武鉄道株式会社の推進横断協議に不測の日数を要し、本委託の年度内完了が困難となったため
		西平井主要配水管改良工事 (H28－1工区)	102,283,560		102,283,560	102,283,560					既設バタフライ弁の止水不良が確認され、止水方法等の対策に不測の日数を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎舗装本復旧工事	7,236,000		7,236,000	7,236,000					先行工事である配水管改良工事の遅れにより、着工が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	木地区配水管拡張工事 (H28－2工区)	31,644,000		31,644,000			31,644,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区配水管拡張工事(H28－2工区)	35,640,000		35,640,000			35,640,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事 (H28－3工区)	44,917,200		44,917,200			44,917,200			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事 (H28－4工区)	36,655,200		36,655,200			36,655,200			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事 (H28－5工区)	28,036,800		28,036,800			28,036,800			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西平井・鰯ヶ崎地区配水管拡張工事 (H28－1工区)	13,884,000		13,884,000			13,884,000			区画整理事業者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎・思井地区配水管拡張工事 (H28－1工区)	31,766,000		31,766,000			31,766,000			区画整理事業者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎・思井地区配水管拡張工事 (H28－2工区)	29,550,000		29,550,000			29,550,000			区画整理事業者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	合 計		374,464,760		374,464,760	122,371,560		252,093,200			

報告第 11 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、平成 28 年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 15 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成28年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	常磐線北小金・南柏間の線路下を横断する向小金雨水幹線工事施行協定	円 274,320,000	円	円 274,320,000	円 2,320,000	円 136,000,000	円 136,000,000	円	円	円	施工委託先の東日本旅客鉄道株式会社が関係機関協議に時間を要し、本委託の年度内完了が困難となったため
		前ヶ崎1号汚水幹線工事(E8－712)	107,902,800		107,902,800	15,502,800	46,200,000	46,200,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		名都借1号汚水幹線工事(E8－742)	144,612,000		144,612,000	11,012,000	66,800,000	66,800,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		第7－4汚水幹線工事(E8－741)	83,484,000		83,484,000	23,804,000	29,800,000	29,880,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		手賀沼2号汚水幹線工事(T8－303)	47,520,000		47,520,000	17,520,000	15,000,000	15,000,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		流山第3汚水枝線工事(T8－302)	56,160,000		56,160,000	18,160,000	19,000,000	19,000,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金雨水幹線立坑築造工事	38,080,000		38,080,000	3,080,000	17,500,000	17,500,000				常磐線北小金・南柏間の線路下を横断する向小金雨水幹線工事施行協定に附随する工事であり、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金雨水幹線特殊人孔築造工事	16,200,000		16,200,000	6,200,000	5,000,000	5,000,000				常磐線北小金・南柏間の線路下を横断する向小金雨水幹線工事施行協定に附随する工事であり、本工事の年度内完了が困難となったため
		第2－1舗装復旧工事(ER8－215)	14,688,000		14,688,000	4,688,000	5,000,000	5,000,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、沿線の学校との工事施工時期の協議・移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金雨水幹線立坑築造工事に伴う附帯工事	9,093,600		9,093,600	9,093,600						常磐線北小金・南柏間の線路下を横断する向小金雨水幹線工事施行協定に附随する工事であり、本工事の年度内完了が困難となったため
	2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(汚水)	23,080,640		23,080,640				23,080,640			区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため

	運動公園周辺地区一体型 特定土地区画整理事業に伴 う公共下水道事業に関する 業務委託(雨水)	46,191,600		46,191,600				46,191,600			区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工 事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難 となったため
	新市街地地区一体型特定 土地区画整理事業に関連す る公共下水道事業に関する 業務委託(汚水)	102,000,000		102,000,000		51,000,000	51,000,000				区画整理事業施行者である独立行政法人都市再 生機構発注の造成工事が遅延したことから、本委託 の年度内完了が困難となったため
	新市街地地区一体型特定 土地区画整理事業に関連す る公共下水道事業に関する 業務委託(雨水)	84,000,000		84,000,000		42,000,000	42,000,000				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工 事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難 となったため
	公共下水道污水管きよ布設 工事(西鯉28-1)	29,700,000		29,700,000			11,000,000	18,700,000			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工 事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難 となったため
	公共下水道污水管きよ布設 工事(鰯思28-1)	54,864,000		54,864,000		20,000,000	20,000,000	14,864,000			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工 事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難 となったため
	公共下水道污水管きよ布設 工事(鰯思28-2)	56,160,000		56,160,000		22,800,000	22,800,000	10,560,000			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工 事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難 となったため
	公共下水道污水管きよ布設 工事(鰯思28-3)	4,536,000		4,536,000			2,000,000	2,536,000			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工 事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難 となったため
合 計		1,192,592,640		1,192,592,640	111,380,400	476,100,000	489,180,000	115,932,240			

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 10 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が公用車（2 トントラック）を運転し、森のまちエコセンター敷地内の北側の門扉を通過し、右折しようとしたところ、左方から通行してきた相手方の自動車に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 28 年 11 月 11 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市こうのす台 1594 番
（森のまちエコセンター敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 3 月 10 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 451,440 円のうち、
135,432 円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 135,432 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年４月７日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 財政部資産税課の職員が現地調査を終え、市役所に帰庁するため公用車（市が賃借している自動車）を運転中、以前に確認した家屋の滅失現場を通り過ぎた際に、再確認をしようと公用車を後退させたところ、ブロック塀に公用車の右側後部が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２９年２月３日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市市野谷４８４番２地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区中瀬１丁目３番 幕張テ
クノガーデンＢ棟２階
日本カーソリューションズ株式会社 千
葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２９年４月７日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ２３，５４４円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 4 月 17 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課臨時職員が赤ちゃん訪問のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先において当該公用車を駐車しようとしたところ、同駐車場内に駐車していた相手方の自動車に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 29 年 1 月 26 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 4 月 17 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 98,574 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 5 月 19 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部障害者支援課障害者就労支援センターの臨時職員が、就労支援の用務で公用車（市が賃借している自動車）を運転中、後進してきた前方の自動車に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 28 年 12 月 28 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市駒木台 220 番 2 付近の公道 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 5 月 19 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 163,425 円 |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月15日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する市道上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 相手方が運転する車両が市道上の U 字溝のコンクリート製の蓋の端の上を走行したことにより、U 字溝のコンクリート製の蓋がはね上がり、当該車両の助手席側のドア部分が損傷したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 28 年 12 月 10 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字東深井 989 番地先
（市道 03056 号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 29 年 3 月 28 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 172,436 円のうち、86,218 円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 86,218 円 |